

令和8年2月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和8年2月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年2月3日（火）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室2
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第26号 令和8年度教育行政運営方針の決定について  
議案第27号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について  
議案第28号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について
  - 5 報告第25号 令和7年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第26号 令和8年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第27号 市川市総合計画の策定に関する臨時代理の報告について  
報告第28号 市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負変更契約に関する臨時代理の報告について  
報告第29号 市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第30号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第26号 令和8年度教育行政運営方針の決定について  
議案第27号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について  
議案第28号 市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

- 2 報告第25号 令和7年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 報告第26号 令和8年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 報告第27号 市川市総合計画の策定に関する臨時代理の報告について
- 報告第28号 市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負変更契約に関する臨時代理の報告について
- 報告第29号 市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 報告第30号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
- 3 その他(1) 令和7年度「二十歳の集い」（成人式）開催結果について
- その他(2) 令和7年度教育実践記録論文審査結果

5 出席者

教育長	高木	秀人
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子

6 欠席者

委員	山元	幸恵
----	----	----

7 出席職員、職・氏名

教育振興部長	根本	泰雄
教育振興部次長	品川	貴範
教育振興部次長	中崎	士
学校教育部長	池田	淳一
学校教育部次長	小島	信也
学校教育部次長	小林	義行
教育総務課長	益子	隆史
教育政策課長	近藤	政人
教育施設課長	石川	元浩
生涯学習振興課長	館野	裕之
生涯学習振興課副参事	西脇	紘志

文化財課	小笠原 勝海
図書館課長	米田 有貴子
義務教育課長	森角 有和
指導課長	吉野 貴子
保健体育課長	坂井 創一
教育センター所長	寺田 啓子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	新田 伸子
//	副主幹	福井 輝
//	主 査	木下 堯

#### ○教育長

それでは、ただ今から、令和8年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、報告6件、その他2件でございます。それでは、日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第26号「令和8年度教育行政運営方針の決定について」、報告第25号「令和7年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第26号「令和8年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第28号「市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負変更契約に関する臨時代理の報告について」、報告第29号「市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、報告第30号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、2月市議会定例会告示前の議案等であり、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報が含まれていると認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

#### ○教育長

挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、公開案件がすべて終了してから行うものとします。それでは「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、広瀬由紀委員を指名いたします。続いて、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、田中大介委員を指名いたします。田中大介委員、お願いいたします。

#### ○田中大介委員

はい、かしこまりました。それでは議案に入ります。議案第27号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案

理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。市川市奨学生選考委員会の委員につきましては、市川市奨学資金条例第10条第1項の規定により8名で構成されており、その任期は、同条第2項で2年と定められております。8名の委員のうち、2名の任期が本年2月5日で満了になることから、委員2名の委嘱につきまして、提案するものです。委員の候補者につきましては、議案2ページをご覧ください。2名とも、現奨学生選考委員であり再任となります。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中大介委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第28号「市川市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。ご説明いたします。議案の5ページをご覧ください。このことについて、市川市いじめ問題対策連絡協議会委員は、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項の規定に基づき、2年間を任期としております。現委員の1名につきましては、令和7年5月の定例教育委員会における審議を経て、委嘱しておりますが、市川市民生委員児童委員協議会の改選に伴う解嘱の申し出がありましたので、これを承認するとともに、後任委員の委嘱を行うものでございます。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項の規定に基づき、委員1名の解嘱、委員候補1名の委嘱について、6ページにあります解嘱委員・委嘱委員一覧のとおりとしてよろしいか伺います。解嘱及び解任日は本日令和8年2月3日、委嘱及び任命日は明日令和8年2月4日といたします。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○田中大介委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして報告に入ります。報告第27号「市川市総合計画の策定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育政策課長

教育政策課長です。議案の9ページから11ページをお願いいたします。令和8年1月13日、市長より市川市総合計画の策定に係る意見聴取がございました。市川市総合計画について、教育に関する事項の内容を記載することに対し、意見を求められたものです。記載内容につきましては、13ページから25ページになっております資料として添付させていただきました。このことにつきまして、速やかに回答する必要があったことから、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないものと認め、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、1月14日に教育長が臨時に代理し、市長へ回答いたしましたので、同条2項の規定により、報告するものでございます。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第27号を終了いたします。続きましてその他に入ります。その他(1)「令和7年度「二十歳の集い」開催結果について」を説明してください。

○生涯学習振興課長

生涯学習振興課長です。資料の27、28ページをお願いいたします。令和7年度二十歳の集いは、令和8年1月11日(日)に午前・午後の2部制で市川市文化会館において開催いたしました。今年度の対象者は、令和7年11月1日現在、4,307名で、当日は午前・午後を合わせて2,655名が参加されました。前年度比で226名の減、参加率は約61.6%で、4.0%の減となりました。記念品につきましては実行委員会の意見を踏まえ、カトラリーセットを選定し、来場者へ配付いたしました。式典につきましては、前半は、市川市が誇る競技ダンスチーム「シャイニングプラネッツ」によるオープニング公演をはじめ、市長祝辞や二十歳の集い実行委員の代表挨拶を行い、後半は、市川市出身のヴァイオリン演奏家、竜馬氏による祝賀公演、実行委員の進行によるクイズ企画やお楽しみ抽選会、そして、親善大使のさだまさしさんからのお祝いメッセージをサプライズ上映しました。また、会場内には実行委員会が考案した撮

影場所3箇所、文化会館が保有する金屏風を利用した撮影場所を2箇所、あわせて5箇所のフォトスポットを設置し、参加者の皆様からも概ね好評でした。なお、式典の模様については二十歳の集い特設ウェブサイト上で動画のアーカイブ配信を1月末まで行い、当日式典に参加できなかった方も視聴できるようにいたしました。また、卒業当時の担任の先生からのビデオレターにつきましても同様に特設ウェブサイト上で配信するなど、式典会場以外でも教育委員会を挙げて二十歳を迎える皆様の門出を祝うことができたと考えております。今年度の二十歳の集いは教育委員会より106名、市長部局より4名、計110名の皆様に従事いただきまして、大きな事故やケガもなく、無事に終えることができました。来年度以降も、対象者数の状況を確認した上でとなりますが、引き続き午前・午後の2部制で行いたいと考えております。説明は以上です。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他（1）を終了いたします。次に、その他（2）「令和7年度教育実践記録論文審査結果」を説明してください。

○教育センター所長

教育センター所長です。ご説明いたします。議案の29ページをご覧ください。令和7年度教育実践記録論文募集事業を実施いたしましたところ、一般部門に17編、経験5年以下のフレッシュ部門に8編、合計25編の応募がございました。市川市教育委員会教育委員の山元幸恵様、駒久美子様をはじめとする審査員の方々に厳正にご審議いただいた結果、一覧のと通りの審査結果となりました。今年度は、1月22日（木）に、生涯学習センター2階のグリーンスタジオにて、表彰式・発表会を行いました。教育長をはじめ学校教育部長、学校教育部次長、一般財団法人市川教育会館理事長、事務局長、審査員の皆様、受賞者と受賞者所属長の皆様にご参加いただき、無事に終了いたしましたことを報告いたします。また、今年度も、若年層教員の研修の一環とし、2年目教員が参観いたしました。論文につきましては、教育実践記録論文集いぶきにまとめ、教職員向けに論文をデータベースに保存をして、論文の活用を推進してまいります。以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他（2）を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

それでは、議案第26号、報告第25号、26号、28号、29号、30号の審議に入り

ます。本日、傍聴人はおりませんので、これより別冊1を配布します。

(別冊1配布)

○教育長

それでは議事を再開いたします。田中大介委員、よろしくお願いいたします。

○田中大介委員

それでは議事を再開いたします。議案第26号「令和8年度教育行政運営方針の決定について」を説明してください。

○教育政策課長

教育政策課長です。別冊1の5ページをお願いいたします。本議案は、令和8年2月市議会定例会において、教育長が令和8年度教育行政運営方針の説明を行うにあたり、お諮りするものです。令和8年度教育行政運営方針、3ページをご覧ください。内容について、要約して説明いたします。まず「はじめに」、については、国の動向と社会状況、市の動向について述べさせていただきます。国の動向としては、次期学習指導要領に向けた審議が進められており、基本的な考え方が示されたこと。社会状況としては、令和6年度の全国における不登校児童生徒数が過去最多であり、誰一人取り残さない学びを保障することがより一層求められていること。市の動向としては、2月市議会定例会に提出する予定の市川市総合計画2050に定めている、教育委員会に関する主な施策の目標について述べております。次に、教育行政運営の基本方針については、1点目として令和8年度教育振興重点施策に基づく具体的な取り組みの推進、2点目として第4期市川市教育振興基本計画の点検・評価結果等を踏まえた取り組むべき教育行政課題への対応を基本的な方針としています。続いて、令和8年度の重要施策については、令和8年度教育振興重点施策を踏まえ、6つの方向性を示して述べさせていただきます。1つ目は、「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開です。高校や社会につながる充実した人生の基盤づくりには、中学校卒業までつながる学びを実現することが重要であり、市立学校全体で小中一貫教育を進める必要があることから、その中核を担うものとして、総合的な学習の時間、国語、英語を一体的に行う教科、(仮称)言語探究科の新設に向け、学校と一緒に子どもたちの将来にとって意義のあるものを作り上げること。また、学校運営協議会の体制整備、各学校のタブレット端末の更新や通信ネットワークの改善、エアコンの整備、宮田小学校の建て替え工事に着手することについて述べています。2つ目は、誰一人取り残さない学びの保障です。多様性を包摂する学校教育を実現するためには、すべての子どもが学ぶことができる支援体制や教育活動の充実が重要である

ことから、特別な支援が必要な子どもたちへの教育的ニーズに応じた適切な環境整備を行うことや外国語籍児童生徒等に対しての日本語指導の充実を図ること。不登校児童生徒に対して、校内教育支援センターの取り組みを継続し、支援の充実をはかるとともに、行徳地区に「サポートルームふれんど市川」の分室を設置することにより、市内2か所での支援することについて述べています。3つ目は、世界につながる市川版英語教育です。グローバル化の進展により、子どもたちが世界で活躍できる素地を作ることが重要であることから、教育課程柔軟化サキドリ研究校の指定をされる見込みの小学校において、ネイティブスピーカーであるALTを配置して、小中一貫の英語活動・英語教育を行うこと。これを通じて9年間で児童生徒に付けたい力を提示した、市川市独自のCAN-DOリストを策定することについて述べています。4つ目は、乳幼児期からはじまる読書環境の充実です。読書活動は、言葉を学び、感性、表現力、創造力などを培う上で欠かせないものであることから、図書館がもつ専門性を活かした学校図書館への支援を進めることについて述べています。5つ目は、心も体も健康的な子どもを育む環境整備です。子どもたちの豊かな心と健やかな体を育成するためには、安全で安心を実感できる仕組みや環境を整え、多様な活動を行うことができる機会を創出することが重要であることから、新年度も引き続き給食無償化を継続するとともに、給食の質と量を確保すること、小学校などに電子錠の導入を進めること、放課後保育クラブと放課後こども教室のさらなる連携促進や部活動の地域展開を段階的に推進することについて述べています。6つ目は、人生を豊かにする生涯にわたる学びの基盤づくりです。文化や芸術を通じた豊かな心身の育成は、個人のウェルビーイングを向上させ、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環は、地域全体のウェルビーイングを向上させることから、社会教育活動への子ども・若者の参画を促し、社会教育人材の発掘・確保に努めることや、公民館に学習スペースを設け、多世代の新たな交流の場を提供することで、社会教育への関心や参画を広げた新しい地域づくりの振興を図ること。国指定史跡である下総国分寺跡と曾谷貝塚を地域で活かし、史跡整備に向けた取り組みを進めることについて述べています。最後に、むすびでは、学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会は教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための計画の策定と公表が義務付けられるとともに、計画の内容や実施状況について総合教育会議への報告が義務付けられたこと、また、新年度は、新たな市川市教育振興大綱の策定が想定されることから、今まで以上に、総合教育会議を通じて市長との一層の協議・調整を図りながら、教育委員会が関わる施策を推進していくこと、施策の推進に当たっては、学校と一体となって取り組むとともに、家庭や地域など様々

な関係者との連携や協働を進めることについて述べています。内容の説明は以上となります。今後の予定につきましては、本案をご承認いただけましたら、明日2月4日にこの運営方針を議会関係者に配布し、市議会開会日となる2月12日に、教育長が教育行政運営方針を説明する予定です。説明は以上でございませう。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませうでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めませう。

(賛成者挙手)

○田中大介委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして報告に入ります。報告第25号「令和7年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。別冊議案の11ページから13ページまでをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、市長から令和7年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育に関する事務に係る部分について意見を求められました。しかしながら、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が令和8年1月28日に臨時に代理し、異議のないものとして市長へ回答いたしましたので同条第2項の規定により、ご報告いたします。

はじめに歳出予算からご説明いたします。15ページをお願い致します。第2款総務費についてです。情報システム関連経費は情報管理部に集約して執行するもので、学校コンピューターネットワークシステムのライセンス数を精査したことや、その他入札差金により、合計で1,842万2,000円の減額となったものです。続きまして、第11款教育費についてです。第1項教育総務費、第2目事務局費において、人事院勧告による正規職員の職員手当等の増により、増額計上するものです。次に、第3目学校教育指導費において、中学生海外派遣事業について航空券代や大型バス利用料の支出が当初の見込みを下回ったことから減額するものです。次に、第4目教育センター費において、寄附金を活用して学校の音楽室にWi-Fi環境を整備することから増額す

るものです。続きまして、第2項小学校費、第1目学校管理費において、電気料金が前年度より値上がりしたこと等により光熱水費の増額、また、国の学校施設環境改善交付金の交付申請をしたことにより、照明やトイレ、電子錠門等の扉改修工事費を増額するものです。続きまして16ページをお願い致します。次に、第2目教育振興費において、上位コンクール等に出場する学校が当初想定した見込みよりも多かったため交付金を増額したものの、ランドピアノの購入にあたり入札差金が生じたことで、全体として減額するものです。続きまして、第3項中学校費、第1目学校管理費において、主に水道使用量が当初見込みを下回ったことから光熱水費が減額となるものの、小学校費と同様に国の交付金を申請したことで改修工事費を増額したことから、全体として増額するものです。続きまして、第2目教育振興費において、小学校費と同様の理由に加え、令和7年度の教科書改訂より指導者用デジタル教科書が指導書に付随して販売されたため、デジタル教科書使用料が不要となり全体として減額するものです。続きまして、第4項学校給食費、第1目学校給食費において、米単価の高騰に伴う給食費単価見直しのため、賄材料費が増額となったものの、給食の提供予定回数が当初の見込みを下回り、給食調理に係る委託料が減額となったため、補正額は0円となったものです。続きまして、第6項社会教育費、第1目社会教育総務費において、人事院勧告による会計年度任用職員の報酬の増により、増額計上するものです。次に、第8目地域教育推進費において、放課後子ども教室運営委託において、入札差金が生じたことにより減額するものです。

以上、今回の補正では14億6,548万1,000円の増額をするもので、歳出予算全体の合計額は、197億1,219万6,000円となります。続きまして、14ページにお戻りください。歳入予算については、主に先ほどご説明いたしました歳出事業に係る補助金や寄附金、市債など、特定財源の増額・減額、基金の利子を計上し、今回の補正では14億4,830万7,000円の増額をするもので、歳入予算全体の合計額は、49億826万1,000円となります。

続きまして、17ページ、2.繰越明許費補正についてご説明いたします。歳出予算でご説明をいたしました、学校音楽室のWi-Fi環境整備について、購入物品の納期及び設置作業期間を考慮すると年度内の整備が見込めないこと、また、小中学校の改修工事等について、国の交付金を申請し実施することとなりますが、令和8年度実施予定の工事について国の令和7年度補正予算に前倒しして申請するものであるため、年度内に完成が見込めず、それぞれ繰越明許費を設定するものです。

最後に、3.地方債補正についてです。先ほど歳出予算にて説明いたしました改修工事において市債を増額することに伴い、市債の限度額についても補

正をするものです。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 25 号を終了いたします。次に、報告第 26 号「令和 8 年度市川市一般会計予算（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。恐れ入りますが、別冊議案の 19 ページから 21 ページまでをご覧ください。報告第 26 号につきましては、前号と同様に教育長が令和 8 年 1 月 28 日に臨時代理し、異議がないものとして同日付けで市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは議案の 22 ページ A3 折り込みをお願いいたします。歳出予算につきましては、議案 24 ページから 36 ページにございます予算書及び主要事業概要のうち、主だった点をまとめましたこちらの資料にてご説明いたします。令和 8 年度当初予算における教育費の歳出予算の総額は 200 億 9,800 万円で、前年度より 26 億 5,100 万円の増となっており、市全体予算の 9.94%となっております。まず、主な増額理由は、学校施設開放事業として、施設開放を行っている学校の夜間照明の LED 化工事を実施することから 3 億 4,726 万円の増。小学校建替事業として宮田小学校の校舎建替工事に着手することにより 22 億 1,733 万 1,000 円の増。学校給食室運営事業として、調理業務委託の労務単価の上昇などにより 1 億 9,214 万円の増。生涯学習センター維持管理事業として、LED 化工事等を実施することから 1 億 8,770 万円の増となっております。

次に、資料の右側、教育委員会として力を入れていく事業をご説明いたします。まず始めに外国語指導助手派遣事業として、児童のコミュニケーション能力育成や国際理解教育の基礎作り、英語能力向上を図るため、各中学校および義務教育学校後期課程に 1 人ずつ、また、小中学校外国語推進研究校 2 校に ALT を 1 人ずつ派遣することから、会計年度任用職員人件費を含む 1 億 913 万 1,000 円。教育支援センター運営事業として、小学 4 年生からの不登校児童生徒を対象とした「サポートルームふれんど市川」について、新たに分室として「(仮称)ふれんど南行徳」を南部地区に新設することから、1,153 万 5,000 円、みらいサポーター事業として、不登校傾向の児童生徒や個別に配慮を要する児童生徒に支援を行うため、みらいサポーターを配置することから、会計年度任用職員人件費を含む 1 億 3,407 万 6,000 円。学校給食室運営事業・学校給食費管理事業として、学校給食の調理業務委託等や食材等の購入を行うとともに、令和 8 年度も引き続き学校給食費の無償化を実施することから、47 億 83 万 7,000 円の計上となっております。歳出予算の説明は、以上でござ

います。

続きまして歳入予算についてご説明いたします。23 ページをお願いいたします。令和 8 年度一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては 65 億 8,506 万 3,000 円で、前年度より 29 億 2,992 万 2,000 円の増となっております。主な増額の理由を説明いたします。第 13 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金において、大洲小学校校舎整備事業の年割額変更や、宮田小学校の建替工事着手により負担金歳入が見込まれることから 4,135 万 1,000 円の増。同じく第 2 項国庫補助金において、みらいサポーター事業について、千葉県が令和 7 年度 6 月補正予算にて補助金の受入が可能になったことなどから教育支援体制整備費補助金が増額したこと、史跡等購入費補助金について今年度は土地購入を行うことなどから、2 億 8,398 万 6,000 円の増となるものです。次に、第 14 款県支出金、第 2 項県補助金において、公立小学校の学校給食に係る食材費を支援するために、給食費負担軽減交付金が交付される見込みとなったことから 13 億 4,446 万円の増となるものです。また、第 20 款市債において、市債対象工事の件数及び工事費が増となったことなどにより、財源となる市債 12 億 7,270 万円が増となるものです。歳入予算の説明は、以上でございます。

続きまして、25 ページをお願いいたします。継続費についてご説明いたします。継続費では令和 8 年度より建設工事に着手する宮田小学校の建替事業により設定するものです。次に、負担行為において主なものをご説明いたします。小学校及び中学校普通教室冷暖房設備借上料（令和 8 年度）において、小中学校の普通教室における冷暖房機の更新を行うことから設定するものです。また須和田の丘支援学校スクールバス借上料において、児童生徒の送迎に係るスクールバスの更新を行うことから設定するものです。

最後に、地方債についてです。令和 8 年度当初予算における教育費の市債の借入限度額は 27 億 550 万円で、その内訳は、小・中学校および公民館の営繕事業、学校施設開放事業、史跡公有化事業、生涯学習センター維持管理事業となっております。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

特にないようですので、報告第 26 号を終了いたします。次に、報告第 28 号「市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事請負変更契約に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育施設課長

教育施設課長です。別冊 1 の 37 ページから 46 ページをご覧ください。本報告につきましても、前号と同様に、教育長が令和 8 年 1 月 28 日に臨時に代

理し、市長へ回答いたしましたのでご報告いたします。始めに、37 ページをお願いいたします。本案件は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により契約の承認を市議会へ提案するものです。市長より教育委員会に対して意見聴取があり、教育長が臨時に代理をいたしましたので報告するものでございます。次に、40 ページをお願いいたします。工事名、市川市立大洲小学校（仮称）教室棟増築工事。工事場所、市川市大洲 4 丁目 18 番 1 号、地名地番、市川市大洲 4 丁目 9 番 1 の一部外。請負代金額は、4 億 7, 421 万円。契約相手方は、市川市高谷 1 丁目 7 番 17 号、岩堀建設株式会社代表取締役、岩堀一臣。工事概要は、市川市立大洲小学校の（仮称）教室棟の増築工事で、鉄骨造、地上 2 階建の建築工事一式でございます。

次に、資料 42 ページをお願いいたします。工事請負変更仮契約に至った経緯ですが、本工事は、令和 7 年 6 月 20 日に着工し工事を進めてまいりましたが、当初想定していなかった地中埋設物（コンクリートガラ等）の存在が判明し、地中埋設物の除去作業に時間を要し、除去作業工程が加わったことにより、工期が当初令和 8 年 3 月 16 日から 6 月 29 日としたものでございます。この工期の延期に伴い、工事費用が増加したことから、工事請負変更契約をするものでございます。この工事の請負金額の変更概要については、当初 4 億 6, 178 万円から 1 回目の変更としては、令和 7 年 10 月 10 日に公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づき契約変更協議請求書が出され、272 万 4, 511 円の増額の、4 億 6, 450 万 4, 511 円となり、今回は 2 回目の変更として、970 万 5, 489 円の増額により 4 億 7, 421 万円となるものでございます。説明は、以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 28 号を終了いたします。次に、報告第 29 号「市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○生涯学習振興課長

生涯学習振興課長です。別冊 1 の 47 ページをご覧ください。市川市使用料条例の一部改正につきましても前号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。次に別冊 1 の 50 ページ、51 ページをご覧ください。本議案は、本行徳公民館の一部を新たに第 2 会議室として使用の用に供することに伴い、その使用料の額を定める必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。本行徳公民館には、本行徳こども館が設置されておりましたが、令和 7 年 2 月

末をもって閉館したことに伴い、そのスペースを新たに公民館の貸室として整備し、令和 8 年 4 月 1 日より供用開始するものです。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第 29 号を終了いたします。次に、報告第 30 号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校教育部次長

学校教育部次長です。別冊 1 の 53 ページから 57 ページをお願い致します。本報告につきましても、前号と同様に、教育長が令和 8 年 1 月 28 日に臨時に代理し、市長へ回答いたしましたのでご報告いたします。56 ページをお願い致します。本議案は、放課後保育クラブの利便性の向上を図るため、南行徳公民館放課後保育クラブを南行徳小学校放課後保育クラブに統合するほか、所要の改正を行う必要があることから本条例の一部を改正するものでございます。改正の内容ですが、現在、南行徳公民館内に設置している「市川市南行徳公民館放課後保育クラブ」ですが、南行徳小学校に余裕教室ができたことから「市川市南行徳小学校放課後保育クラブ」に統合するものです。そのため、条例第 2 条第 1 項の別表「南行徳公民館放課後保育クラブ」の名称及び位置を削除するものでございます。説明は以上でございます。

○田中大介委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○教育長

附則で施行日が令和 8 年 4 月 1 日から現在の「南行徳公民放課後保育クラブ」がなくなるということですが、2 項で保育料に関する経過措置規定、3 項で過料に関する経過措置規定がありますが、その経過措置規定が必要な理由を改めて説明願います。よろしく願います。

○学校教育部次長

学校教育部次長です。こちらにつきましては、保育料を滞納している方々について、「南行徳公民館放課後保育クラブ」がなくなったとしても保育料は徴収させていただきますということを明確にするための経過措置ということでございます。

○教育長

ありがとうございます。

○田中大介委員

その他ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報

告第 30 号を終了いたします。それでは、お配りいたしました議案の別冊 1 に つきましては、回収させていただきます。

(別冊 1 回収)

○田中大介委員

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

教育委員の皆様からご意見、ご要望等がありましたら承りたいと思います。ないようでありましたら、1 月の定例教育委員会から今日までの教育長の動きについてご報告をさせていただきます。まず 1 月 19 日に市議会の臨時会が開催されました。物価高騰に関わる新たな交付金のことで、教育委員会関係は特になかったところがございます。出席させていただいた式典等ですが、1 月 11 日は二十歳のつどいで、市長、山元教育委員にご臨席を賜ったものがございます。16 日は京葉銀行の私募債を活用した達栄工業株式会社からの寄附贈呈式、22 日は令和 7 年度教育実践記録論文表彰式・発表会。29 日は第 27 回市川市特別支援教育振興大会が開催されました。また 1 月 23 日、24 日は少年自然の家において、教職員の有志で教育振興大綱具体化パッケージ研修会を開催し、いろいろな政策の取り組みについて議論をさせていただきました。議会が開いてなかった間は、各所、学校訪問させていただきました。1 月 13 日は、福栄中に山元教育委員、広瀬教育委員と伺い、生徒会と交流させていただきました。23 日、南行徳中学校に伺い、生徒と一緒に給食を食べさせていただきました。授業を拝見した後、学校運営協議会委員と意見交換をいたしました。26 日、稲越小学校においても同様に給食を児童と食べさせていただきました。授業を拝見した後、学校運営協議会委員と意見交換をいたしました。27 日は、大野小で大高委員と一緒に学校支援実践講座を拝見いたしました。30 日、東国分中学校に伺いまして、市長と越川市議会議員と一緒に給食を食べさせていただきました。2 月 2 日は、宮田小学校の体育の授業を拝見し、同日、二俣小のデジタル教科書実証研究の授業公開を拝見いたしました。校長に対する人事・人事評価面接は、1 月 7 日、8 日、9 日、13 日に実施し、全校の校長、園長から話を聞いたところがございます。小中学生の活躍ですが、1 月 9 日、市内の小学校の児童が柔道教室に参加している京葉ガス株式会社の鍛錬館で鏡開きに参加させていただきました。16 日は、第 37 回葛南五市合同技術・家庭科作品展を拝見いたしました。社会教育、青少年健全育成関係ですが、1 月 10 日は市川市子ども会育成会連絡協議会新年懇親会、16 日は市川市民生児童委員協議

会新年懇親会、同日に市川青年会議所新年祝賀会、19日は市川浦安保護司会新年懇親会、21日は市川市芸術団体協議会新春のつどい、24日は市川美術会新年祝賀会に、それぞれ参加させていただきました。その他、1月10日に国府台体育館で開催された令和8年市川市消防出初式を拝見いたしました。また同日、市川市退職校長会、鈴鳴会の新年教育懇談会・叙勲祝賀会が開催され、こちらに参加させていただきました。以上、教育長の動きでございました。これをもちまして令和8年2月定例教育委員会を閉会いたします。